

金城大学短期大学部 同窓会会則

第1章 名称及び所在

第1条 本会は金城大学短期大学部同窓会と称し、本部を同短期大学部内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は会員相互の交流をより親密にするとともに、会員の教養の向上を図り、母校の発展に寄与し支援することを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会は金城家庭専門学校、金城幼稚園教育専門学校、金城保育学院、金城大学短期大学部、幼児教育学科専攻科福祉専攻の卒業生であり、所定の会費を納入した者を会員とする。

第4章 特別会員

第4条 本会は次に該当する者を特別会員とする。

- 1 金城大学短期大学部の現教職員
- 2 その他本会の趣旨に賛同し幹事会で承認された者。

第5条 特別会員は本会の運営に必要な限り協力しなければならない。但し、すべての会議において議決権を有しない。

第5章 役員

第6条 本会は次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 書記 2名
- 4 会計 2名
- 5 会計監査 2名
- 6 代表幹事 若干名
- 7 幹事 各学級より2名程度

第7条 各役員の役割は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその任務を代行する。代行者は2名の副会長の協議により決定する。
- 3 書記は各会議の記録を作成し管理にあたる。
- 4 会計は会計事務を処理し帳簿・通帳等の管理にあたる。
- 5 会計監査は本会の会計を監査し報告する。
- 6 代表幹事は代表幹事会、及び幹事会に出席し本会の運営に協力する。
- 7 幹事は幹事会に出席し本会の運営に協力する。

第8条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第9条 役員に欠員が出た場合は、代表幹事会の判断により補充することができる。

第6章 顧問

第10条 本会は現教職員の中より顧問を置く。顧問は本会の運営に協力する。

第7章 事業

第11条 本会は第2章の目的を円滑に果たすため、次の事業を行う。

- 1 幹事会
- 2 代表幹事会
- 3 総会
- 4 その他、幹事会で必要と認められた事業

第12条 事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。会計年度も同様とする。

第8章 幹事会

第13条 幹事会は会長が招集し次のことを行う。

- 1 役員承認
- 2 各年度の予算・決算の報告と承認
- 3 各年度の事業報告と事業計画の承認
- 4 会計監査報告の承認
- 5 会則の変更承認
- 6 その他の議案の決議
- 7 母校への提言
- 8 その他

第14条 幹事会は全幹事の過半数（委任状を含む）の出席で成立し、幹事会での議案は出席幹事の過半数をもって決する。ただし、連絡なく欠席した場合は、委任したものとする。

第9章 代表幹事会

第15条 代表幹事会は会長が招集し次のことを行う。

- 1 各年度の予算・決算の原案作成
- 2 各年度の事業報告確認と事業計画の立案
- 3 幹事会への議案の検討と提案
- 4 会計監査報告の確認
- 5 その他（会則の変更案、役員の推薦案、他）

第10章 総会

第16条 総会は本会の最高決議機関であり、会長は次の場合に総会を開かなければならない。

- 1 幹事会が必要と認めた場合。
- 2 会員の過半数以上の要請があった場合。

第17条 総会は次のことを行う。

- 1 総会への提案動議の決議
- 2 幹事会承認事項の報告
- 3 その他（金城大学短期大学部よりの各種報告お願い等）

第18条 総会は第16条により開催が決定し、その案内を会員に通知することで成立する。なお、決議事項は出席者の過半数の同意により決定される。

第11章 会費

第19条 本会の会費は入会の際に20,000円を納めるものとする。

第12章 変更連絡

第20条 次の場合、会員または確認者は原則事務局へ連絡しなければならない。

- 1 転居や住所の変更
- 2 姓名の変更
- 3 死亡
- 4 名簿等の間違い

第13章 支部

第21条 本会は、金城大学短期大学部内の本部を拠点とし、会長以下の役員を中心として組織されるが、特定の会員多数地域や複数の会員が在住する遠隔地において支部を設けることができる。なお、その際は幹事会の承認を必要とし、その後の活動について幹事会と協議するものとする。承認の際は名簿及び年間の活動を本部に報告しなければならない。

第14章 役員改正

第22条 役員の改正は次の場合に行われる。

- 1 任期満了時
- 2 欠員が出た場合
- 3 不信任請求が成立した場合（会員過半数以上の連署で不信任請求があった場合）

第23条 会長立候補者は次のいずれかの条件を満たす者とする。

- 1 会員であり代表幹事会より幹事会に推薦された者。
- 2 会員であり幹事会出席者の過半数より推薦された者。

第24条 役員の改正は幹事会により決し承認されるものとする。

第15章 会則改正

第25条 本会会則の改正は幹事会により決し承認されるものとする。

第16章 附則

第26条 この会則は昭和55年3月より施行する。

この会則は昭和60年10月をもって、改正施行する。

この会則は平成12年4月をもって、改正施行する。

この会則は平成15年11月をもって、改正施行する。

この会則は平成24年4月をもって、改正施行する。

この会則は平成25年5月をもって、改正施行する。